

戸籍の届け出

戸籍の届け出

市民課

届け出の際に本人確認をしています。運転免許証など顔写真のある官公署発行の証明書をお持ちください。

戸籍に関する届け出一覧

届け出の種類	届け出期間	届け出地	届け出に必要なもの	届け出人
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	▶ 父母の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 出生地	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書(届出書に記載されています) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	父、母
死亡届	死亡したことを知った日から7日以内	▶ 死亡者の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 死亡地	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書(届出書に記載されています) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主 ※上記の方が届け出できないときは問い合わせください。
死産届	死産した日から7日以内	▶ 届け出人の所在地 ▶ 死産地	<input checked="" type="checkbox"/> 死産証明書(届出書に記載されています) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	父、母
婚姻届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 夫または妻の本籍地 ▶ 夫または妻の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の署名、押印) ※未成年者は父母の同意書も必要 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(市内に本籍のないとき) <input checked="" type="checkbox"/> 市内に住所を移す場合は転出証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	男女18歳以上 ※妻となる方が令和4年4月1日時点で16歳に達している場合は、18歳未満でも婚姻することができますが父母の同意が必要となります。
離婚届	(届け出た日から法律上の効力が発生する) ※裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	▶ 夫妻の本籍地 ▶ 夫妻の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の署名、押印) ※押印は任意(協議離婚) <input checked="" type="checkbox"/> 調停の場合は調停調書(審判または判決の場合は判決書の謄本と確定証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(市内に本籍のないとき) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)	夫および妻 ※裁判離婚の場合は申立人
転籍届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 転籍者の本籍地 ▶ 届け出人の所在地 ▶ 転籍地	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(市外から、または市外への転籍の場合)	戸籍筆頭者およびその配偶者(夫婦)
養子縁組届	(届け出た日から法律上の効力が発生する)	▶ 養親または養子の本籍地 ▶ 養親または養子の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年者を養子にするときは家庭裁判所の許可書(自己または配偶者の子や孫の場合は除く) <input checked="" type="checkbox"/> 証人(成人2人の署名、押印) ※押印は任意 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(市内に本籍のないとき) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑(届け出人のもので朱肉を必要とするもの) ※押印は任意	養親および養子 ※養子が15歳未満の場合は法定代理人(父母)

※なお、届け出の内容により、一覧表の内容と異なる場合があります。不明な点や上記以外の戸籍の届け出については、本籍地から市民課へ問い合わせてください。

戸籍の証明書の交付請求

戸籍の証明書の交付請求は、原則本人または配偶者、父母、祖父母、子、孫による請求となります。なお、窓口に来られた方の本人確認が法律により義務付けられていますので、本人確認書類として、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなどが必要となります。なお、健康保険証、年金手帳(証書)、学生証、通帳などの書類の場合は2点以上の書類を提示してください。

主な証明書の手数料

種類	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円
除籍全部事項証明書(除籍謄本)、 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円
住民票(除票)の写し	1通200円
戸籍(除籍)の附票の写し	1通200円
住民票記載事項証明書	1通200円
印鑑登録証明書	1通200円
身分証明書	1通200円

火葬

火葬の許可と斎場の使用

市民課

火葬をするには市が発行する「死体埋火葬許可証」が必要です。この許可証は、死亡届を提出すると交付されます。

斎場使用料

	種別	単位	使用料		使用時間
			市民	市民以外	
火葬室	12歳以上の遺体	1体	7,000円	50,000円	—
	12歳未満の遺体	1体	3,500円	35,000円	—
	死産児	1体	2,000円	10,000円	—
	手術肢体および胞衣汚物	1個	1,000円	2,000円	—
	改葬	1体	2,000円	20,000円	—
待合室	洋室	1室	3,000円	6,000円	3時間
式場	通夜・告別式	1回	35,000円	80,000円	各3時間
	告別式	1回	15,000円	30,000円	3時間
法要ホール	通夜	1回	10,000円	24,000円	3時間
	告別式	1回	6,000円	12,000円	3時間
霊安室	遺体保冷庫	1回	4,000円		24時間
	超過利用	1回	1,000円		6時間

〈備考〉

- この表の市民欄の金額は、次に掲げる場合に適用する。
 - 利用に係る死亡者が、死亡時に本市の住民基本台帳に登録されている場合
 - 利用に係る死亡者の葬儀を執行する親族が、申請時に本市の住民基本台帳に登録されている場合
 - 利用に係る死産児の父または母が、本市の住民基本台帳に登録されている場合
- 手術肢体および胞衣汚物の1個の大きさは、1辺の長さがそれぞれ40センチメートルの箱に相当するものとする。
- 霊安室は、備考1に定める場合であって、火葬室の利用の許可を受けたときに限り使用することができる。

使用上の注意事項

- ▶ 不燃性の物や危険性のある物は、ひつぎの中には入れないでください。
- ▶ 式場外には外飾り用の花輪を設置することができませんが、式場内には生花、盛籠などの飾り付けをすることができます。
- ▶ 法要ホールと式場は原則としてセット料金となります。